

# 平成 28 年第 1 回臨時会

( 第 1 日 )

平成 28 年 2 月 22 日

平成 28 年第 1 回平川市議会臨時会議事日程（第 1 号） 平成 28 年 2 月 22 日（月）  
午前 10 時 00 分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案上程及び提案理由説明

第 5 議案第 1 号 工事の請負契約について

議案第 2 号 平成 27 年度平川市一般会計補正予算案（第 5 号）

第 6 報告第 1 号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて

・専決第 15 号 平川市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

報告第 2 号 専決処分した事項の報告について

・専決第 14 号 損害賠償額の決定及び和解の件について

・専決第 1 号 損害賠償額の決定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員（20 名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	工 藤 裕 子
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	須 藤 俊 弘
総 務 部 長	鳴 海 和 正	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	對 馬 一 俊
企 画 財 政 部 長	芳 賀 秀 寿	平 川 診 療 所 事 務 長	内 山 勝 徳
市 民 生 活 部 長	須 藤 秀 人	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	鈴 木 浩
健 康 福 祉 部 長	松 井 靖 子	監 査 委 員 会 事 務 局 長	小 山 内 功 治
経 済 部 長	齋 藤 久 世 志	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
建 設 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	今 英 明	農 業 委 員 会 会 長	古 川 寛 三
尾 上 総 合 支 所 長	原 田 耕 一	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	工 藤 久 富	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明
教 育 委 員 会 事 務 局 長	小 林 留 美 子	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	古 川 章 人	主 査	石 岡 奈 々 子
主 幹 兼 議 事 係 長	浅 原 勉	—	—

午前10時00分 開会及び開議

○議長  
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。  
 ただいまの出席議員は20名で定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回平川市議会臨時会を開会いたします。  
 報道関係者及び書記が議場内において、撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。  
 直ちに本日の会議を開きます。  
 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により9番、石田昭弘議員及び10番、原田 淳議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

先ほど議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程は本日1日と決定されました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を議題とします。

市長より議案第1号、議案第2号、報告第1号、報告第2号の合計4件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

監査委員より、平成28年10月から12月分の例月出納検査報告書、指定管理者監査、財政援助団体監査、定期監査、それぞれの結果報告の提出がありましたので、御報告いたします。

陳情第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情、陳情第2号「所得税法第56条廃止を求める意見書」を国への提出を求める陳情書、それぞれの写しを配布しておりますので、御精読願います。

日程第4、議案上程及び提案理由説明に入ります。

本臨時会に提出されました、議案第1号及び議案第2号、報告第1号及び報告第2号の合計4件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

おはようございます。

ただいま上程いたしました議案の説明に先立ち、一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

平川市市制施行10周年を迎え、先般、開催いたしました記念式典、消費者教育講演会並びに永生元伸ライブには、議員の皆様をはじめ多くの市民の皆様に御参加をいただき、盛況のうちに終えることができました。このことに対し、心から感謝を申し上げます。

私は、この市制施行10周年を契機に、新たな気持ちで市政運営に臨んでいるところでございますが、今回の議案にもありますとおり、これから数年かけて、市内小学校や給食センター、文化センター、総合運動施設など、教育関連施設の整備を中心に大型の建設事業が続く予定として

○議長

○市長  
(長尾忠行)

おります。また、市役所本庁舎の整備につきましても、早期に道筋を付ける必要があります。

このように新たな局面を迎えているいま、議員の皆様方の御提言と一層の御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第1号工事の請負契約について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を得るため提案するものであります。小和森小学校大規模改造工事の請負契約について、村上・齋杉特定建設工事共同企業体、代表者株式会社村上組代表取締役社長、村上公洋と2億7,734万4,000円で契約を締結するものであります。

議案第2号平成27年度平川市一般会計補正予算案(第5号)について、その提案理由を御説明いたします。

歳入歳出それぞれ2億7,474万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ193億9,833万円とするものであります。今回の補正はこのたびの国の補正予算において、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策事業を打ち出したことから、その関係する補助事業経費について予算計上するものであります。また、当市におけるふるさと納税が1億5,000万円程度見込めることから、その報償費や手数料など所要の経費について予算計上するものであります。

まず、歳入であります。10款地方交付税では、普通交付税の追加交付分として、1,130万9,000円を計上しております。また、今回補助事業の財源としまして、14款国庫支出金及び15款県支出金の所要額を新規計上しております。17款寄附金では、ふるさと納税の1月末までの収入済額に対しまして、1億1,720万1,000円を追加計上しました。

一方、歳出の2款総務費では、ふるさと納税者に対する特産品謝礼などの経費として6,602万7,000円を追加計上しております。また、日本年金機構の個人情報流出事案を受け、その対策経費として自治体情報セキュリティ強化対策委託料を、2,504万2,000円計上しております。3款民生費では、低所得の高齢者向け対策としまして、年金生活者等支援臨時福祉給付金を1億2,900万円、また、保育所等における保育士業務負担の軽減を図るためのシステム導入費支援としまして、保育所等業務効率化推進事業補助金1,320万円を計上しております。6款農林水産業費では、今般のTPP関連対策費としまして、人・農地プランの中心経営体に対し、農業用機械導入を支援する担い手確保・経営強化支援事業交付金を3,517万7,000円計上しております。このほか、すでに年度内完了が見込めない総務費、自治体情報セキュリティ強化対策事業と、民生費、保育業務支援システム等導入事業の事業費について、繰越明許費の追加補正をしております。以上、一般会計補正予算案(第5号)の内容であります。

以上が本日提出いたしました各議案の概要であります。詳細につきましては、御質問に応じ、本職をはじめ担当部長から御説明申し上げたいと思います。議員の皆様には、何とぞ慎重御審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、報告第1号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事項について、同条第3項によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決第15号平川市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、専決理由を御説明申し上げます。

地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成27年12月25日に公布されたことに伴い、9月議会で可決された平川市税条例等の一部を改正する条例を、平成28年1月1日の施行前に再度改正する必要性が生じたため、平成27年12月28日付で専決処分したものであります。

改正の内容は、地方税分野における個人番号利用手続の一部を見直すことになったことから、市民税及び特別土地保有税の減免申請書について、提出者等の個人番号の記載を要しないことに改正するものであります。

次に、報告第2号専決処分した事項の報告については、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分した事項について報告するものであります。

専決第14号損害賠償額の決定及び和解の件については、交通事故による損害賠償額の決定等については、専決第1号損害賠償額の決定については、個人情報漏えいによる損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、その専決理由を御説明いたします。

専決第14号の事故の概要は、平成27年11月2日、平川市本町村元228番地3地内において、公用車が普通自動車と接触し、損害を与えたものであります。なお、損害賠償額は3万5,926円でありまして、過失割合は市が2割であります。賠償額については、全額、全国自治協会自動車損害共済で補てんされるものであります。

専決第1号の事故の概要は、平成27年12月25日から27日までに当市へふるさと納税として寄附をした方のうち、寄附金税額控除に係る申告特例申請書の送付を依頼した144名について、住所、氏名、寄附金額等が印字された寄附金税額控除に係る申告特例申請書を誤って別の方へ送付したことにより、個人情報が漏えいしたものであります。なお、損害賠償額は1人当たり500円であり、計7万2,000円であります。賠償額については、全額、全国町村会総合賠償補償保険で補てんされる予定であります。以上、報告申し上げます。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

○議長

- 日程第5、議案の審議に入ります。
- 議案第1号及び議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。
- これに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、議案第1号及び議案第2号は、委員会付託を省略し直ちに審議することに決定いたしました。
- 議案第1号工事の請負契約についてを議題とします。
- これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
- これより、討論を行います。討論ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
- 議案第1号工事の請負契約について採決します。
- 本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
- 議案第2号平成27年度平川市一般会計補正予算案（第5号）を議題とします。
- これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- 17番、齋藤律子議員。
- 17番（齋藤律子議員） ページが16ページです。3款民生費、保育所等業務効率化推進事業補助金、このことでお尋ねをいたします。
- 新システムになって、そのいろいろこう、この業務効率化のことでさまざまなメニューに対して、業者さんもいろいろこうセールスとかしているわけですが、監査対策のシステムとか登園管理とか、こういうものなんですが、これは平川市では13箇所保育所があるんですが、どういうふうにかう配分をする予定なのでしょうか。お知らせください。
- 議長 健康福祉部長。
- 健康福祉部長（松井靖子） この保育所等業務効率化推進事業補助金ですけれども、この補助金については1月の国の臨時議会で予算化されたもので、急な事業になりましたので、保育所等に対して緊急にICT化の要望があるかどうかをまず確認いたしました。それで希望のあったところ、保育所等13箇所、あとカメラ設置費用ということでもう一つ事業ありまして、そちらのほうの希望が2箇所ございましたので、その分を予算計上させていただきました。
- 議長 17番、齋藤律子議員。

○17番  
(齋藤律子議員)

歳入の、ページが9ページの国庫支出金、この16ページにも書いてますが、これは国からは990万円来るわけですが、一般財源が投入されています。これは一般財源、市単独でということなのか、これあのどういうふうなこの、超えてもいいということなのか、国のほうではね。そういう手当をしてもいいというのなのか、この補助金の概要というか、お知らせ願えればと思います。

○議長  
○健康福祉部長  
(松井靖子)

健康福祉部長。

この事業につきましては、国の補助金が事業費の4分の3、市が4分の1を負担するというようになっています。

それで、内容が二つに分かれていまして、まず保育士の業務の負担軽減のために、保育以外の業務をコンピュータとかインターネットを利用して実施するというそのシステムの導入に関する経費、あとそれから先ほども申しましたけれども、子どもの事故防止や、事故があった際の検証をするためのもので、子どもの見守りをするカメラの設置費用というふうになっています。

この限度額が、一番目のそのシステム導入費に関しては限度額が100万円となって、一保育所等当たり100万円となっております。それからカメラの導入については、限度額が10万円というふうになっていますので、その希望する保育所等の最大の金額を予算化したものです。

○議長  
○18番  
(田中友彦議員)

ほかにありませんか。

18番、田中委員。

18番、田中です。ふるさと納税についてお尋ねします。

歳入が、例えば1億あったとすると、いま見ますと、歳出のほうが約50%、半分ぐらい、お土産といいますか、お礼、謝礼なってますけれども、金額がいくらでも、大体が半分ずつみんな謝礼してましたでしょうか。

○議長  
○総務部長  
(鳴海和正)

総務部長。

はい。お礼の割合といいますか、そのことだと思えますけれども、大体3割をそのお礼、お土産代といいますか、特産品に充ててございます。

そのほかのその、特産品のほかにその特産品を贈るための送料等、かかってまいります。それでさらにまたその、今現在ふるさとチョイスというそういうサイト、展開されている、そういう会社の方の手数料等もありますので、大体それが全部総計しますと54%が経費としてかかりますと。46%が、要するにみんな歳入になるということになってございます。

○議長  
○19番  
(佐藤 雄議員)

ほかにありませんか。

19番、佐藤議員。

19番。ただいまのふるさと納税について少しお尋ねしたいと思います。

今年度1億1,720万円というふうに、非常に大きな額でございます。私、東京平川会に一度だけ出席したことございますけれども、この主に、



例えば東京平川会とか、このふるさとから出ていってる、あるいは集合体、団体、あるいはまた個々にこれだけのお金がこう寄附されているものなのかどうなのか。その辺のところをわかっていたらこう御説明いただきたいと思います。このふるさとを思う心に感謝申し上げてお尋ねします。

○議長

総務部長。

○総務部長  
(鳴海和正)

ふるさと納税の中身、なんていいますか、その寄附された方の、その詳細っていいですかね、それにつきましては、いま佐藤議員お尋ねになりました東京平川会の方もいらっしゃいます。もちろんいらっしゃいますが、今回このものすごい増え方になりましたのは、全国のそういういわゆるサイトをご覧になって、ぜひ平川市に寄附したいなという、言ってみれば、いままで一回も寄附されてない方がそのサイトをご覧になって今回寄附されたということ。個人の方がほとんどってば、すべてでございませぬ。いわゆる法人でことでの、いわゆるそういう寄附はございませぬでした。以上でございませぬ。

○議長

ほかにありませんか。

○17番  
(齋藤律子議員)

17番、齋藤律子議員。

ページ15ページです。19節のところ年金生活者等支援臨時福祉給付金。この中にですね、配偶者から暴力を理由に避難をしている高齢者にも申請すれば支給されるということを見たのですが、暴力を理由に避難をされているわけですから、なかなかこのどのような手続きですね、それを申請するというのも高齢者ですから、難しいところもいろいろ事情があると思いますが、どういう対応しているのかお尋ねします。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長  
(松井靖子)

DVの対象者について、具体的に申請等については把握しておりませんが、そのような相談があった場合には、十分対応していく体制は整えていると思っております。

○議長

17番、齋藤律子議員。

○17番  
(齋藤律子議員)

個人的にはこう数人知っておりますけれども、申請をするということは自ら行わなければいけない行為なので、この制度がわからないとなかなか申請ささらないと思うんです。そういうことを私、一番心配しているんですが、大体これは住所とかは明らかにしてほしくないということも、市役所ではそれは掴んでいるところもあると思いますが、そういう方には本人から申請されるまで待ってるのか、それともわからないようにあなたは申請できますよと教えてあげるのか、そこをまずわかっていたら、決まっていたらお知らせください。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長  
(松井靖子)

その手続きについて、大変申しわけありませんが、いまのところちょっと私、承知しておりませんが、これから取扱いにつきましては検討いたしまして、できるだけ普通に申請できるように、本人に負担に

ならないようにやっていけるように検討してまいりますので、よろしく  
お願いします。

○議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第2号平成27年度平川市一般会計補正予算案(第5号)について  
採決します。

本案を、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6、報告案件に入ります。

報告第1号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて  
を議題とします。

専決第15号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略  
し、本日直ちに審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、専決第15号は、委員会付託を省略し直ちに審議することに決  
定いたしました。

専決第15号平川市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条  
例を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

専決第15号平川市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条  
例について採決します。

本件を、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、専決第15号は承認することに決定いたしました。

報告第2号専決処分した事項の報告について。専決第14号損害賠償額  
の決定及び和解の件について、及び専決第1号損害賠償額の決定につい

てを一括議題とします。

報告内容については、先ほど、市長から説明がありましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告のみで終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、平成28年第1回平川市議会臨時会を閉会します。

**午前10時31分 閉議及び閉会**